

# 権務官禄を通じてみた高麗時代の権務職

崔 貞 煥

【要約】 高麗時代の権務官とは、正職品官の実職でない特定の臨時官署の実務職に従事する同正職の散官をはじめとして、一定の散階を持つている品官を意味し、彼らに支給された禄俸が権務官禄である。文宗三十年に整備され、仁宗代に更定された権務官禄は正規頒禄と区別され、下級吏属・工匠に支給された別賜とも区別される。権務職は臨時職という点で正職とは違い、実務職という点で同正職をはじめとする散職とも区別される。権務官禄が整備された当時は品官権務、甲・乙・丙科権務、雜科権務に区別され、西班権務はなかった。しかし、高麗後期には使・副使という品官権務はなくなり、新しく登場した西班権務と甲・乙・丙科並びに雜権務は権務九品を上限として高麗末まで存続した。朝鮮初(世宗初)通児職が整備されることよって、高麗以来の権務官禄は廃止され、その機能は通児職に継承された。

史林 七五卷三号 一九九二年五月

## はじめに

高麗時代の品官とは、従一品より従九品に至る一定の品階を持った官人である。権務官とは、正職(実職)の品官でない特定の臨時官署の実務職に従事する同正職の散官をはじめとして、一定の散階を持つ品官を意味する。しかし、これまでは「権務官とは臨時的な職務の意味で、官制上、正職所管外の業務を処理するため作られた臨時的な職責を表現するもので、品官と吏属の間に介在する準品官的職制であった」とする見解が広く学界に受け入れられてきた。これは権務職に対する概念を誤認したものと見える。

高麗時代の職制には実職と散職があった。実職は正職品官の職制であり、散職は致仕職・檢校職・同正職などのように散階だけを持ち、実職のない職制である。高麗時代の散職には、上層部に檢校職、下層部に同正職を設定し、正職体系とは別の、上一貫した散職体系をなしていたという見解がある<sup>③</sup>。即ち、正職の他に文班は六品以下、武班は五品以下に設置された散職を同正職と違って、上層部の檢校職と下層部の同正職が一つの貫した体系をなしていたとするものである。また、檢校職を従四品以上の官に与えられた特典的勲官とする注目すべき見解も提示されているが、檢校職は従四品以上の高位官吏にのみ与えられたものではなく、実職を経験したか、あるいは実職を持っていない檢校や、勲官で単に優遇職として与えられた檢校もあり、一品から八品にいたる別の散職体系をなしていて、別途の考察が必要である。そもそも、同正職は正職の品官に進出できなかった初入仕職をはじめとする同正職体系の散官の受職のため、定員外に設定した臨時職で、文散階五・六品以下に別の散職体系をなしていた。このような同正職を、全くその性格を異にする檢校職と結びつけて、上一貫した散職体系を形成しているかのよう把握している従来の見解に対しては、疑問をもたざるをえない。誤った先入観のため、高麗時代の散職体系を正しく理解するのに少なからぬ混乱がもたらされていると思われる。

そこで本稿では、第一に、權務官の概念を明らかにし、実職と散職とに大きく区別される高麗時代の職制上において權務職が占めた位置と性格を究明したい。第二に、權務官に支給された權務官禄がどのように整備され、いかなる変化を経て朝鮮時代の通兎禄にその機能が受け継がれていったのか、その推移を考察したい。第三に、致仕職・檢校職・同正職がどのような変遷過程を経て朝鮮時代に継承され、また、消滅していったのかを、權務官禄の推移と比較検討してみたい。以上の作業によって、權務官禄の実態と機能並びに性格をより明らかにし、散職体系に対する従来の誤った見解も正すことができると思う。

① 金光洙「高麗時代の權務職」『韓國史研究』三十、一九八〇、五

② 朴龍雲『高麗時代史』上（ソウル、一志社、一九八五）、一〇七頁。  
③ 金光洙「高麗時代の同正職」『歴史教育』十一・十二合輯、一九六

九一四四頁で、文班五品、武班六品以上に檢校職、文班六品、武班五品以下に同正職が設けられていて、上下一貫した散職体系を有していたと主張している。こうした見解は李成茂「朝鮮初期西班研究」(ウル、一潮閣、一九八一)、一三九頁及び朴龍雲「上掲書、一〇四頁

にも受容されている。

④ 韓治勛「職官「檢校」考」(『震檀學報』二九・三十合輯、一九六六) 九四頁で、檢校という職官は従四品以上官に与えられた特典であったと推測している。

## 第一章 權務職の概念

權務職とは官制上の正職所管外の業務を処理するため設けられた臨時的な職責を表現するもので、品官と吏属の間に見在した準品官的職制であった、という見解が学界に広く受け入れられていることは先に指摘した。權務官が品官であるかどうかを解明することは權務職の概念を正しく理解するための重要な鍵となる。

高麗時代の仕路進出には科挙による方法、その他「遺逸之薦」「門蔭」「成衆愛馬之選補」「南班雜路之陞転」など色々な方法があった<sup>①</sup>。權務職は南班にも設定されたが、主に科挙と蔭叙を通じて文散階や同正職の散階を持ちながらも実職に進出できなかった者の受職のために設定された同正職体系の品官と深く関係のあるものである。

実例をみよう。①崔沆は成宗代、二十歳で甲科に及第し、従六品右拾遺の実職に擢授された<sup>②</sup>。これは及第者として実職に進出した例である。②安稷崇<sup>③</sup>は中第に及第し、従九品將仕郎良醜承同正を初受して甲科權務に該当する式目都監録事に補任され、その後も華秩を歴任した。及第者に文散階従九品の將仕郎と同正職の正九品良醜承同正が初授されていることが注目される。③李軾<sup>④</sup>は祖蔭で尚書戸部令史の吏職を初授された後、乙科權務と推測される景靈殿判官に補任された。その後、正職の品官である正八品京市署丞に遷任している。これは門蔭で吏職を初受して正職の品官に進出した例である。④梁元俊<sup>⑤</sup>は門蔭で吏職の同正職である良醜署史同正を初受して左右衛史となり、諸官署の吏職を歴任した後、同正職の散階正八品軍器注簿同正を受けて光州監務として外任に補任され、その後も、懿親宮録事、都鹽院録事等の權務職を経て、ようやく参職の權知監察御史になった。⑤林景和の場合は父蔭で同正職の散階正八品軍器注簿同正を受けて景靈殿判官の

権務職に補任された。その後、正職の正八品雜職署令になったが、再び、都兵馬録事の権務職を経て従七品大府注簿、従六品大府丞の正職品官になったのである。⑥金閔甫は門蔭で良醞丞同正を初受して外任（臨阪県尉）に補任された後、内弓箭庫判官、景靈殿判官、行營兵馬録事等の権務職をへて正職従七品の品官に該当する試礼賓注簿になった。⑦崔愨請は文宗十一年三月、功蔭で吏職の同正職である戸部令同正を除授され、⑧崔沆の息子崔有孚は父蔭で正九品の実職秘書省校書郎を受けた。⑨林景軾は父蔭で文散階従九品の将仕郎と同正職の正八品軍器注簿同正を同時に初受され、初任で外職の礼州通判になった後、続いて権務職の景靈殿判官に除拜された。

以上から権務職に補任された例を分類してみると、②安稷崇のように及第者として文散階と同正職（将仕郎・良醞丞同正）を同時に初受して権務職（式目都監録事）に補任されたり、③李軾のように祖蔭で吏職（尚書戸部令史）を初受し、権務職（景靈殿判官）をへて正職品官の実職（京市署丞）に進出したり、④梁元俊のように門蔭で吏職の同正職（良醞署史同正）を初受して胥吏になった後、同正職の散階（正八品軍器注簿同正）をあげてもらい、権務職を経て参職（権知監察御史）になったりもしたのである。⑤林景和の場合は父蔭で単に同正職を受け、⑥金閔甫も門蔭で単に同正職（良醞丞同正）だけを受けたのに対して⑨林景軾は父蔭で文散階と同正職（将仕郎軍器注簿同正）を同時に受けている。したがって、権務職に補任される場合は及第者として同正職を持っているか、蔭叙で吏職、あるいは吏職同正、並び同正職の散階を持っていたことがわかるのである。とすれば、高麗時代の権務官が品官なのか、準品官なのかという問題は自然に解明できるであろう。科挙と蔭叙を通じて文散階と同正職の散階を同時に持っている権務官は勿論のこと、蔭叙を通じて同正職の散階だけを持つ権務官も散職の同正職体系の品官と言わなければならない。蔭叙を通じて吏職或いは吏職の同正職をもらった場合も、吏職そのものが品官でないから、散階がなかったといえるかもしれないが、その身分が吏属でないことは明らかで、④梁元俊の例のように吏職同正から正八品軍器注簿同正へと同正職の散階があがっているのである。

これまでは品官の初入仕職で権務職に除授された例を中心に考察してきたが、実は高麗時代の権務職は品官権務と甲科

・乙科・丙科権務ならびに雑権務に区別されていた。まず、品官権務についてみていくと、『高麗史』卷七十七、百官志二、五部ならびに諸司都監各色条に、

五部……文宗定 五部使一人四品以上 副使一人五品以上 録事各二人甲科権務 後五部録事陸八品

八閔寶……文宗定 使一人四品以上 副使二人五品以上 判官四人甲科権務 吏属記事二人 記官一人 算士一人

内庄宅……文宗定 使一人三品以上 副使五品以上 判官二人甲科権務 吏属記事四人 記官一人 算士一人

とあって、五部・八閔宝・内庄宅の録事は甲科権務であることが明らかである。使と副使については、それを正職の品官と見做すべきか、それとも権務官と見做すべきか、百官志の記事だけではわからない。しかし、『高麗史』食貨三、禄俸条の権務官禄に、五部・八閔宝・内庄宅の使には六十石、副使には四十石の権務官禄が与えられている。高麗時代の正職の正・従三品の禄俸が三百石から百七十三石五斗の間であるのに対して、内庄宅使三品以上〃五部使四品以上〃八閔宝使四品以上〃という包括的な表現を使いながら、内庄宅・五部・八閔宝の三・四品以上の使の禄俸を六十石と規定し、その差の顕著なことをみると権務官であることが明らかである。

このような品官権務は五部・八閔宝・内庄宅に限られていたのではなく、都齋庫・奉先庫・延慶宮・東西大悲院・済危宝等の諸官署にも品官権務があった。『高麗史』百官志、諸司都監各色条に、

都齋庫……文宗定 使一人四品以上 副使三人六品以上 判官二人乙科権務

奉先庫……宣宗十年置……使一人 副使一人 判官二人乙科権務

延慶宮……文宗定 延慶宮使一人 副使一人 録事二人丙科権務

東・西大悲院……文宗定 使各一人 副使各一人 録事各一人丙科権務

済危寶……光宗十四年始置 文宗定副使一人七品以上 録事一人丙科権務 恭讓王三年罷

とあって、都齋庫の判官二人と奉先庫の判官二人は乙科権務、延慶宮の録事二人と東・西大悲院の録事各一人と済危宝の

録事一人は丙科権務であることが明らかである。しかし、各、官署の使と副使が正職の品官なのか、権務官なのかは明らかでない。しかし、『高麗史』巻八十、食貨三、禄俸、権務官禄に、都齋庫の使(四品以上)は四十石、副使(六品以上)は十六石十斗、延慶宮の使は四十石、副使は二十六石十斗、東・西大悲院の使は二十六石十斗、副使は十六石十斗、濟危宝の副使(七品以上)は十六石十斗の権務官禄が与えられると規定されていて、品官権務であることが明らかとなる。

これまで主に三品から七品以上の品官権務について考察してきた過程で、品官権務以外に甲科・乙科・丙科権務のあったことが明らかになったが、これらについてももう少し具体的に考察してみたい。『高麗史』巻七十七、百官二、諸司都監各条に、都兵馬使の録事と式目都監の録事は甲科権務、迎送都監の判官・録事と都齋庫の判官は乙科権務、書籍店の録事と濟危宝の録事は丙科権務を以てしたとあり、品官権務の他に甲科・乙科・丙科権務のあったことを確認することができる。甲科・乙科・丙科権務は前にも指摘した及第と門蔭を通じて同正職の散階を持って権務職に補任された散階の同正職体系の品官権務である。及第と蔭叙を通じて権務職に補任されるのは惠民局判官の差任規定を通じてもうかがうことができる。惠民局の判官四人は『本業及散職』を以て互いに差任する乙科権務と規定している。<sup>①</sup>本業は及第者を対象としたものであり、散職は及第したか、蔭叙を通じてある散階を持った品官を意味する。この惠民局判官の差任規定を通じてみた時、乙科権務だけでなく、甲科並び丙科権務も散職の同正職体系の品官であると推測される。

高麗時代の権務職には三品から七品以上の品官権務と同正職の散階八・九品に該当する甲科・乙科・丙科権務のあったことをみてきたが、この他に雑権務があった。『高麗史』百官二、諸司都監督各条に、諸陵直 諸真殿直 諸館直 諸壇直 諸神廟直等は全て雑権務と規定されている。甲科・乙科・丙科権務は科挙あるいは蔭叙を通じてついた散階の同正職体系の品官として、品官の初入仕職で権務職を除授された権務を意味する。それでは雑権務の受職はどのようなことなのであろうか。

雑権務は科挙と蔭叙に関係のないものである。高麗時代は正職の品官に支給される禄俸と下級吏属や工匠に支給される

別賜を嚴格に區別した。雑権務も吏属や工匠に支給される別賜ではなく、権務官禄が支給されているから品官と見做さなければならぬが、はたして雑権務はどのような品官であったのだろうか。

仁宗三年正月の判文の仕路進出規定には、雑類の進出規定も載せた。節操が堅貞で、名聞のある者や業績のすぐれた者ならびに甲・乙科に及第した者は清要職にまで登りつめることができ、丙科並び同進士の及第者は四品まで、登科できないまま入仕した者は七品まで限品叙用するように規定されている<sup>⑫</sup>。まず、甲・乙科に及第した者は清要職に、丙科並び同進士の及第者は三品まで進むことのできるように規定したことから考えて、科挙及第者の分類である甲科・乙科・丙科並び同進士と、権務職の職種分類である甲科・乙科・丙科並び雑権務は互いに関わり合いのないことを確認することができる。しかし、ここでもっと注目されるのは登科できないまま入仕した者は七品まで限品叙用するようにした規定がある点である。これでは、及第もできず、また蔭叙の機会もない雑類がどのようにして七品まで進むことができたのであろうか。

高麗時代には品官でない者として各官署に配置された吏属層があった。そのような吏属は、すでに指摘されているように、入仕職として取り扱われる胥吏と未入仕職の雑類とに分けられる。入仕職である胥吏は科挙に応試することができた<sup>⑬</sup>が、下位吏属である雑類の入仕路は雑路に制限されていた。雑権務はこのような未入仕職の下級雑類が品官として進出できる仕路だったと思われる。雑権務にも諸神廟直は八石十斗、諸壇直は八石、諸直殿直は七石、勾覆院重監は六石、といった具合に権務官禄に差等のあることから、品階上の区別があったと考えられる。雑類にも同正職が与えられ、権務職でない実職に進出した雑類は七品まで限品叙用するように規定したことから、それ以下のある散階或いは別の同正職の散階が与えられたものと推測される。

以上で、高麗時代の権務職には品官権務、甲科・乙科・丙科権務、雑権務があったことがわかる。このような権務は科挙、蔭叙或いは雑路を通じて正職品官の実職を与えられなかった者のために作られた、諸司都監・殿・宮・院・館などの特殊な臨時官署の実務職に従事する同正職をはじめとする散職体系の品官であった。彼らは権務職を通じて正職品官の実

職に進出するか、散階をあげてもらって三品まであがることもできたのである（雑権務は例外）。それでは、このような権務官に支給される禄俸はどのようにして整備されたのであろうか。権務官禄の整備を通じて権務職の実態をより詳しく考察しようと思う。

- ① 『高麗史』卷二七、選舉一、序文。
- ② 『高麗史』卷九三、列伝、崔沆。
- ③ 『韓國金石文追補』高麗墓誌銘十三。
- ④ 『韓國金石文追補』高麗墓誌銘四五。
- ⑤ 『韓國金石文追補』高麗墓誌銘五〇。
- ⑥ 『韓國金石文追補』高麗墓誌銘五二。
- ⑦ 『韓國金石文追補』高麗墓誌銘六八。
- ⑧ 『高麗史』卷八、世家、文宗十一年三月丙申。
- ⑨ （頭宗十五年）授其子有孚 秘書省校書郎（『高麗史』卷九三、列伝、崔沆）。
- ⑩ 『朝鮮金石総覧』上、朝鮮總督府編、一二五、林景賦墓誌。
- ⑪ 惠民局睿宗七年 置判官四人 以本業及散職互差乙科權務（『高麗史』卷七七、百官二、諸司都監各色）。
- ⑫ 『高麗史』卷七五、選舉三、限職、仁宗三年正月。
- ⑬ 金光洙「高麗時代斗骨 吏職」（『韓國史研究』四、一九六九）、洪承基「高麗時代斗骨 雜類」（『歴史學報』五七輯、一九七三）。
- ⑭ 仕滿三百日者 各業監試許赴（『高麗史』卷七三、選舉一）。
- ⑮ 兩京文武兩班及兩班・正・雜路及凡有職者 各同正職（『高麗史』卷十二、世家、睿宗三年二月辛卯）。文武兩班・正・雜路 凡有職者 加次第同正職（『高麗史』卷三三、世家、忠宣王即位年一月戊申）。文・武・正・雜 凡有職者 加次第同正（『高麗史』卷二九、世家、忠烈王八年五月庚申）。

## 第二章 権務官禄の整備

### 1 文宗三十年の権務官禄の整備

高麗時代の禄制が文宗代にほとんど整備されるように、権務官禄も文宗三十年（一〇七六）に整備された。文宗三十年に整備された権務官の禄俸は最高六十石から最低六石に至るまで十科等になっており、それを整理すれば、ハ表ⅠⅤのようになる。

ハ表ⅠⅤで注目されるのは品官権務と甲・乙・丙科権務及び雑権務の区別があり、各々の受禄額にも差を設けていることである。一科（六十石）から四科（十六石十斗）に至るまでは諸官署の使・副使等の、三品から七品までの散階を持ちなが



〈表1〉 文宗三十年の権務官禄（『高麗史』巻八十，食貨三，禄俸条による）

禄科	禄俸(石, 斗)	権務官	備考
1	60	①五部(四品)・八閔寶(四品)・内莊宅使(三品)	三・四品以上の使
2	40	②都齋(四品)・奉先庫使，景靈・含慶殿使，③玄徳・延慶・明福宮使，①の副使（五品以上）	四品以上の使 五品以上の副使
3	26	10 ④延徳・興京等の諸宮使，東・西大悲院使，③の副使	
4	16	10 ②の副使(六品以上)，④の副使，濟危寶副使(七品以上)	六・七品以上の副使
5	13	5 五部・都兵馬録事(甲科)，八閔寶・内莊宅判官(甲科)，剛定・四面都監判官(甲科)，勾覆院判官(甲科)	甲科権務
6	10	10 翰林院直院(権務)，寶文閣直閣(視從六品)・校勘・直史館，御書院留院官，国子兼直学(從九品)，式目(甲科)・迎送(乙科)都監録事，典牧司録事(乙科)，②の判官(乙科)，倉庫・行廊都監判官(乙科)，内弓筋庫判官(乙科)，③の録事(丙科)，幟頭・聚山・慶山店録事(乙科)	品官・甲科・乙科 ・丙科権務
7	8	10 ④の録事(丙科)，濟危寶・大常府・同文院・書籍店・都鹽院・給田都監録事(丙科)，祭器・鹵簿都監判官(丙科)，東西材場判官(丙科)，諸神廟直(雑)，神堂・栗浦直，諸寮直(丙科)，九曜堂直，諸牧監直(丙科)，延祐・安昌宅典，福昌・景昌院典，諸殿守護員	丙科及び雑権務
8	8	諸壇直・宮直・殿直・陵直，長源亭直，順天館直，三司重監	雑権務
9	7	諸直殿直	雑権務
10	6	勾覆院重監(甲科?)	雑権務

\* 権務職の職種と備考欄は『高麗史』百官志を参考にした。

らも実職をもらえず権務職に携わる、品官権務の禄科を規定している。五科(十三石五斗)と六科(十石十斗)は、主として諸官署の録事と判官で科擧や蔭叙を通して同正職の散階をもちながらも実職はもらえず甲科・乙科・丙科に当たる権務職に補任された品官であり、七科(八石十斗)には丙科権務に当たる諸官署の録事・判官等と、雑権務に当たる直・典・諸殿守護員等がある。また八科(八石)から十科(六石)に至るまではすべて雑権務として壇直・宮直・殿直・亭直・館直等の諸直と、勾覆院重監に支給される権務官禄を規定したものである。八科以下は甲科権務たる勾覆院重監を除くと、すべて雑権務に対するものである<sup>①</sup>。雑権務とは登科や蔭叙とは関係のない雑類として雑権務職を通して品官に進む仕路であったろうが、雑類の仕路が雑路に限られていたという点からみて、品官権務とはもとより、

甲科・乙科・丙科權務とも區別して雜權務としたと思われる。

要するに、高麗時代の權務職は、七品を境として、七品から三品に至る品官權務と、同正職の散階八・九品の甲科・乙科・丙科權務と、雜類の品官進出の仕路たる雜權務とに區別されていたのである。

## 2 仁宗朝の更定權務官禄

高麗の大部分の制度が文宗代に一応整備され、仁宗代に大幅な改定が行なわれたのと同様に、權務官禄も仁宗代に更定された。仁宗代の權務官禄も、文宗代のそれと同じように、品官權務と甲・乙・丙科權務及び雜權務とに區別される。しかし文宗三十年に整備された權務官禄が一科六十石から十科六十石に至るまでの十科等になっていたのに対して、仁宗代に更定された權務官禄は、一科六十石から九科八十石に至るまで九科等になった。廃止された官職名と新しく現われた官職名とは顕著な差があるが、それを整理すれば、△表2Vのようになる。

△表2Vによると、一科五部・八閔室・内莊宅の使は六十石で文宗の禄制と変わりはないが、興王都監使が仁宗の更定禄制に新しく登場する。これは義天の統藏経刊行と関係があるのであろう。二科四十石には文宗代の權務官禄にあった景靈殿使が見えなくなり、新しく興王都監副使と都祭庫使が登場するが、その他は文宗三十年の權務官禄と完全に一致している。三科二十六石十斗には、延徳・興京宮等の使が見えなくなり、都祭庫副使と興盛宮副使及び興徳・昌樂宮の使が新しく見えており、都齋庫（六品）・奉先庫・含慶殿の副使は前の文宗三十年の權務官禄では四科十六石十斗だったが、二十六石十斗に増額され、玄徳・明福・延慶宮の副使と東・西大悲院の使は以前と同じである。但し濟危室において百官志にはその使が見えておらず副使のみが一人見えていて、食貨志禄俸条の濟危室使は副使の誤記であると思われる。従って文宗三十年の權務官禄で四科十六石十斗だった濟危室副使が、仁宗の更定權務官禄で二十六石十斗に増額されたと見るべきであろう。四科十六石十斗の興徳・昌樂等の諸宮の副使は仁宗禄制で新しく登場したものである。五科二十石の直翰林

〈表2〉 仁宗代の更定権務官禄(『高麗史』卷八十, 食貨三, 禄俸条による)

禄科	禄俸(石, 斗)		権 務 官	備 考
1	60		①五部(四品)・興王都監・八閔寶(四品)・内荘宅使(三品)	三・四品以上の使
2	40		①の副使(五品以上)・都祭・都斎(四品)・奉先庫・含慶殿・玄徳・延慶・明福宮使	四・五品以上の使
3	26	10	都祭・都斎(六品)・奉先庫・含慶殿・玄徳・明福・延慶・興盛宮副使, 東・西大悲院使, 濟危宝使(七品?)・興徳・昌楽等の諸宮使	六・七品以上の使
4	16	10	興徳・昌楽等の諸宮副使	
5	20		直翰林(権務)・直史館(権務)・殿前承旨	
6	13	5	式目都監(甲科)・都兵馬(甲科)・五部録事(甲科), 剛定(甲科)・四面(甲科)・興正都監判官(甲科), 内荘宅・八閔寶・寶文閣校勘等甲科判官・録事, 御書留院官・勾覆院判官(甲科)	甲科権務
7	10	10	都斎(乙科)・都祭(乙科)・奉先(乙科)・弓箭庫(乙科)・景靈殿(乙科?)・倉庫(乙科)・行廊都監判官(乙科), 迎送都監(乙科)・典牧(乙科)・幟頭(乙科)・慶山店(乙科)・含慶殿・玄徳・延慶・明福宮録事	乙科権務
8	10		国学直学	
9	8	10	秘書校勘, 大常府(丙科)・同文院(丙科)・書籍店(丙科)・祭器(判官, 丙科)・鹵簿(判官, 丙科)・給田都監(丙科)・東西大悲院(丙科)・濟危寶録事(丙科), 昌楽・承慶等の諸宮録事, 東西材場判官(丙科), 六齋直, 諸牧監直(丙科), 都塩院(録事, 丙科), 延祐宅・衙典・安昌宅・景昌・福昌院・萬齡殿典, 諸陵直(雑)	丙科権務, 雑権務

(権務)・直士館(権務)・殿前承旨についてはより詳しい説明を必要とする。芸文館の直翰林四人の中、二人を権務職にし、文宗代の権務官禄で翰林院直院が六科十石であったが、仁宗代の権務官禄では二十石に増額された。春秋館の直史館も四人の中、二人を権務にし、<sup>⑤</sup>以前の十石十斗から二十石に増額されていて、文翰系統の待遇が非常によくなくなった。掖庭局の殿前承旨は、文宗三十年の権務官禄には見えておらず、文武班禄に二十石になっていたが、仁宗代の権務官禄は二十石になった。これは南班の正九品の殿前承旨が仁宗代に権務職に変わったことを物語る。

五科二十石の直翰林・直史館・殿前承旨を基準にして品官権務とそれ以下の甲科・乙科・丙科権務及び雑権務に区別されている。六科十三石五斗に当たる甲科

権務には興王都監の判官が新しく見え、都兵馬・五部・刪定・四面・内荘宅・八閔室・勾覆院の判官は従前のままであったが、式目都監録事・宝文閣校勘・御書留院官は文宗代の十石十斗から十三石になったのである。権務官禄の七科十石十斗をもらうようになっていた乙科権務には都祭庫判官が新しく見え、都齋庫・奉先庫・弓箭庫・景靈殿・倉庫都監・行廊都監の判官と迎送都監・典牧司・幟頭店・慶山店・玄徳宮・延慶宮・明福宮の録事は従前のままであるが、文宗代の権務官禄に見えた聚山店の録事が見えなくなり、含慶殿の録事は文宗代の禄制では判官になっていたが、ここでは判官ではない録事になっている。八科十石の国学直学は、以前は見えなかったが、新しく現われたものとして国子監の従九品職である。国子監の従九品職には学論・直学・書学博士・算学博士などの四職がある<sup>⑥</sup>。学論・書・算学博士は、仁宗の更定禄制の文武班禄ではともに十石になっていたが、直学だけが権務官禄で十石になる。これは国子監の従九品職の中、国学直学だけを権務職にしたことを意味する。九科の八石十斗に当たる丙科及び雑権務には、延徳・興京宮の録事（丙科）、諸神廟直（雑権務）、神堂・栗浦直、諸窠直（丙科）、九曜堂直、諸殿守護員等が見えなくなり、その代わりに秘書校勘、六窠直、衙典宅典、万齡殿典、諸陵直（雑権務）等が新しく見える。その中、秘書校勘は百官志に品外職になっている<sup>⑦</sup>。秘書省の従九品たる正字は文宗代の禄制と仁宗代の更定禄制の文武班禄とともに十石になっているが、校勘は仁宗代の更定権務官禄にのみ八石十斗に規定されている。即ち秘書校勘は品外職として権務職であり、丙科権務と同じ権務官禄をもらっていたのである。

文宗三十年に整備された権務官禄で八科八石から十科六石に至るまではすべて雑権務にあたる。しかし仁宗代の更定権務官禄では延祐宅典から諸陵直までの七官署を除いた多くの雑権務が見えなくなる。また文宗禄制での雑権務は八科から十科に至るまで三科等になっていたので、仁宗代の更定権務官禄では雑権務は九科の八石十斗に単一化されている。仁宗代における雑権務の大幅な縮小はこの時雑権務を通じた仕路進出が大いに抑制されたことと相応じるものであろう。このように仁宗代の更定権務官禄に雑権務を始めとする多くの官職が設置されたり廃止されたりするのは権務職の臨時的性

格をよく表すものである。さらに高麗王朝の国家体制の整備過程において臨時職の設置・廃止が多かったことを窺わせるものである。⑧ こう見ると、権務職は官職運営上正職体制外に置かれていて、正職の任命を制限し、限られた官職数で多くの官僚を取り入れられる制度であったと評価できよう。

- ① 勾覆院 文宗定 判官七人重監二人甲科權務(『高麗史』卷七七、百官二、諸司都監各色)とあって、勾覆院の判官・重監がともに甲科權務となっている。しかし、判官は甲科權務として五科、十三石五斗、重監は權務の最下の十科に、六石と規定されている。しかも錢穀の出納・會計を司る重要な官署である三司の重監は雜權務となっているのに対し、勾覆院の重監が甲科權務となっている上の『高麗史』百官志の記録は信用しがたいと思われる。従って、勾覆院の重監は雜權務であったと考えられる。
- ② 典王都監の使は『高麗史』卷七七、百官二、諸司都監各色条に「恭愍王十一年置 判官甲科權務」とあるが、ここには使・副使は記されていない。しかし仁宗更定權務官禄には使六十石、副使四十石、判官十三石五斗と記されている。これは、仁宗代以後のある時期に使・副使という品官權務は廃止されてしまい、恭愍王十一年には判官だけが甲科權務となっていたとみるべきである。したがって上の百官志の記録は信用し難いのである。
- ③ 濟危寶 光宗十四年始置 文宗定副使一人 七品以上 録事一人丙科權務(『高麗史』卷七七、百官二、諸司都監各色)。
- ④ 藝文館… 顯宗改為翰林院 文宗定判院事宰臣兼之… 直院四人其二權務(『高麗史』卷七六、百官一、藝文館)。
- ⑤ 春秋館… 直史館四人其二權務、後陞直館為八品 高宗復以直館為權務(『高麗史』卷七六、百官一、春秋館)。
- ⑥ 成均館… 成宗置國子監… 文宗定… 學論四人 直學二人 書學博士二人 算學博士二人 並從九品(『高麗史』卷七六、百官一、成均館)。
- ⑦ 典校寺… 成宗十四年改秘書省… 文宗定判事秩正三品… 校書郎二人正九品 正字二人從九品 校勘二人(『高麗史』卷七六、百官一、典校寺)。
- ⑧ 且都監各色 因事而置 事已則罷(『高麗史』卷七六、百官一、序文)。

### 第三章 権務職の職制上の位置と性格

#### 1 実職と散職

高麗時代の一般の官人の品階は従一品より従九品に至る位階秩序体系の文散階が決められており、その体系の下で、実職(正職)の頭官と、退職した散官の区別があった。

忠烈王十五年（二二八九）、遼東の飢饉で、元に捧げるべき出米を抛出することにおいて、頭官宰相 致仕宰相 散官宰相 致仕三品 散官三品、東西（頭任）四品 散官四品、東西五品、東西六品、散官五・六品、東西七・八品、東西九品、権務隊正、別賜散職に至るまで、文散階体系下の全ての官人に出米を抛出するようにした。<sup>①</sup>

ここで、当時の高麗の全ての官人を、実職に携わる頭官と散官に大別することができる。頭官に对称される散官は、実職から退き、散階だけを有している散官を意味するもので、高麗時代の正職の頭官と退官した散官は、皆同一の文散階体系下に包括されていることがわかるのである。すなわち、高麗時代の一般の官人の品階は、従一品より従九品に至る位階秩序体系の文散階が決められており、頭官であれ散官であれ、散階を有している全ての官人は、その秩序体系下に包括されていた。穆宗元年（九九八）の改定田柴科に表れている職・散官の田柴支給規定の中にもそれを確認することができる。

△表3Ⅴの穆宗元年（九九八）、改定田柴科の支給規定では、侍中と致仕侍中、左右僕射 致仕左右僕射 散左右僕射 檢校太師と、それ以下の散官九品と品外職に至るまで、田柴の支給額を規定している。すなわち、頭官を基準として、致仕・檢校・散官に対する田柴の支給額との間に差をつけているのであり、実職の頭官でない散官は勿論、致仕官・檢校官も厳密な意味で、散官に属するもので、従って高麗時代の官人体系を職・散官に大別することができるわけである。

同正職体系の散官も、広い意味では散官に属する。実職を保たず、散階だけを有している、すべての官人は散官に属するのである。△表3Ⅴをみる限りでは、同正職の散官に土地が支給されていないようにみえる。しかし、同正職の散官にも俸はなかったが、土地が支給されていた。仁宗代の状況を伝える『高麗図經』に「散官同正」に土地が支給されたこととある。<sup>②</sup> 穆宗元年、改定田柴科規定の第十六科の「製述明經登科將仕郎」と、第十七科の「諸業將仕郎」は、△表3Ⅴでは登科者に与えられるものとして規定されているが、実際には実職に進出しえなかった同正職の散官にも適用されたものと思われる。即ち、登科者が將仕郎（従九品）の散階を有して、実職に進出した場合には、その実職にあたる土地を受給することができるので、この表は登科者として、実職に進出しえなかった散官を対象にしたものであることがうかがえるのである。

〈表3〉 穆宗元年、改定田柴科に表れた職・散官の田柴支給例示  
 (『高麗史』卷七八, 食貨一, 田柴科条に依拠)

科	田・柴(結)	受 給 者	備 考		
第1科	100	70	内史令, 侍中	頭官従一品	
第2科	95	65	致仕侍中		
第3科	90	60	左・右僕射, 檢校太師		
第4科	85	55	致仕左・右僕射		
第5科	80	50	散左・右僕射		
第6科	75	45	散六尚書		
第7科	70	40	散卿・監・侍郎		
第8科	65	35	散軍器監, 散上將軍		
第9科	60	33	散少卿・少監		
第10科	55	30	散郎中, 散大將軍		
第11科	50	25	散員外郎		
第12科	45	22	散諸衛將軍・寺・監・丞		
第13科	40	20	散直長・中郎將		
第14科	35	15	散寺・監注簿・郎將		
第15科	30	10	散正八品, 散別將		
第16科	27		製述明經登科將仕郎, 散校尉・左右班殿直・侍禁		
第17科	23		諸業將仕郎, 散殿前承旨・隊正		従九品, 正九品, 品外品外
第18科	20		散殿前承旨		
科外	17				

\* 正職の頭官の田柴支給規定は、第一科(従一品, 内史令, 侍中)から第十六科(従九品秘書正字, 書・算学博士など)まで表れていて、各科に沿って表した官職は職・散官の全てを示したのではなく、説明の便宜上、例示したものである。

△表3▽では、実職が大きく省略されているが、穆宗元年改定田柴科の規定では、実職者に支給される田柴は、従一品より従九品に至るまで、具体的に表れているから、これは將仕郎の散階を有する散官を対象にしたものであることが明白である。穆宗元年の改定田柴科では、致仕・檢校を含めた職・散官、すべてに土地が支給された。しかし、文宗三十年(一〇七六)、田柴科が再び更定され、土地は実職にだけ支給し、致仕・檢校は勿論、すべての散官は、田柴受給の対象から外されることとなった。彼らが給田の対象から、すべて外されたのは、実職から退いた散官という、共通点があったために除外されたのである。しかしながら、穆宗元年、改定田柴科で、同正職の散官とも関係のある第十六科(二七結)の「製述明經登科將仕郎」と、第十七科(二三結)の「諸業將仕郎」は、文宗三十年、更定田柴科の第十五科(二五結)に「文林郎・將仕郎」に継承されている。文林郎と將仕郎は、登科者に与えられた文散従九品の上下にあた

る散階である。及第して文林郎・将仕郎の散階を有し、実職に進出しえない場合、臨時職の同正職をもらうことができた。文宗三十年には、このように散階だけを有し、実職に進出しえなかった同正職の散官にも、土地が支給された。穆宗の時には、製述・明経科に登科した将仕郎は第十六科二七結、諸業（雜業）に登科した将仕郎は第十七科二三結をもらうように定められたが、文宗三十年には、両者を単一化させ、文林郎と将仕郎に与えられた十五科二五結の外に、登科者に支給すべき登科田は、別途に分離設定した。文宗三十年更定田柴科で「文林郎・将仕郎」が、まとめて十五科二五結に規定されているにもかかわらず、同年十二月に、登科者に対する給田を、甲科は二十結、その他十七結と、別途に制定した<sup>③</sup>。以上からわかるように、文林郎・将仕郎に支給した二五結は登科者に与えられるものではなく、正職の品官に進出しえなかった同正職の散官に与えられるものであることがわかりうる。このように、実職に進出しえなかった同正職体系の散官があったことに対し、先のハ表3Vの穆宗元年の改定田柴科からわかるように、第二科の致仕侍中以下、第十八科の散殿前承旨（品外）に至るまで、実職より退いた散官もあった。要するに、高麗時代の正職の品官と対比される致仕官、檢校官、実職より退いた散官（去官散官）と、実職に進出しえなかった同正職体系の散官たちは、すべて広い意味で、実職のない散官でありうる。従って、高麗時代の文散階秩序体系の下のすべての官人は、職・散官に大別しうるのである。しかし、職制面からみる時、文散階体系の下に、正職（実職）と対比される散職は、致仕職・檢校職・同正職に区分され、別途の散職体系を成していた。

## 2 致仕職

致仕職は、七十歳以上で、実職を経た三品以上の散官に対する待遇職で、致仕禄が別途に決められており、その支給規定自体が致仕職の散職体系を意味するのである。高麗時代の致仕禄は李氏朝鮮時代致仕禄の奉朝請禄科につながっていく。朝鮮時代でも七十歳以上で、正一品より正三品堂上官に至るまで、奉朝請禄科が別途に整備されていた<sup>⑤</sup>。



### 3 検校職

検校職は、宗室に対する名譽職、文武班の功勳に対する褒賞、死後の追贈職、内侍府等に除授された勲官職<sup>⑤</sup>で、実職を経たり<sup>⑦</sup>、実職の品階より高い勲職をもらったり、單純に検校職だけを除授される一種の待遇職であった。單純に検校職だけを除授された場合には実職はなく、納粟を通じて実職を受けることもあったのである。<sup>⑩</sup>つまり、検校職そのものは、実職でない散職と見做されるべきであり、一品より八品に至るまで、別途の散職体系を有していたものと思われる。<sup>⑪</sup>しかし、こういう検校職の散職体系に沿った田柴や禄俸が支給された、という体系的な記録は見当らない。穆宗元年に、「検校太師」に対する田柴支給だけ見え、高麗前期、文宗祿制や仁宗更定祿制で、検校官に禄俸の支給された記録はない。しかし、高麗後期には、検校宰臣に土地と禄俸が支給されている。<sup>⑫</sup>高麗後期に新しく登場した内侍府を含めた検校官禄は、鮮初の太祖三年（一三九四）正月に、検校各品禄は、本品科に三等を下げて支給する原則が決められた。<sup>⑬</sup>しかし、その原則は、間もなく崩れ、太宗十五年（一四一五）正月には、本品科に三等を落とす原則よりもさらに降等された内侍府・東班検校禄科が、別途に制定された。<sup>⑭</sup>この際、制定された内侍府・東班検校禄科の本品階をみれば、正二品より従四品に至る散職体系を成している。しかし、この内侍府・東班検校禄科も制定されてから、わずか五ヶ月後の同年六月に、内侍府と東班検校を一元化させ、本品階に基準を置き、禄科を降等する新しい検校各品禄科が再び制定された。<sup>⑮</sup>この際、新しく制定された検校各品禄科の散階を、本品を基準にしてみると、正一品より正・従六品に至る別途の散職体系を成している。太宗十五年に制定された検校各品禄科は、その後、翌年六月に、内侍府検校を除いた一般検校に対しては、廃止措置が取られ、その後、内侍府検校も世宗二五年（一四四三）七月に廃止されたので、有禄検校制は完全に影をひそめるようになった。<sup>⑯</sup>有禄検校制が廃止された以後に、無禄検校として「検校去官」という退職者に対する優遇措置がとられたが、それも成宗の初めに中断し、検校職そのものが制度上で消滅するのである。このようにみえてくると、散職体系の上層部が検校職、下層部が同正職でひとつの一貫した散職体系を成しているとする従来の見解は、検校職が廃止された以後には、散職体系の上層

部がなくなってしまうた、という矛盾に陥らざるをえず、成り立たないことは明らかであろう。

#### 4 同正職

同正職は、正職に対する臨時職で、吏職を含めた初入仕職をはじめ、正職の品官に進出しえなかった散官たちの受職のため、定員外に設定した臨時職で、別途の散職体系を成していた。散職の同正職体系の散官たちには、初入仕職で、吏職が与えられることもあったが、主に権務職を通じて散階を上げたり、正職の品官に進出しえたことはすでに指摘した。蔭叙を通じて同正職の散階を有して吏職を与えられた場合、その身分は吏属でなく品官であり、権務職を受職し、正職の品官に進出せずに同正職の散階を上げられる場合も勿論品官であり、その同正職の散職体系は、五・六品より九品に至るまで、別途の散職体系を成していた。朝鮮時代の雜職同正は、正六品(供職郎・勳職郎)より従九品(農勤郎)に至るまで、別途の散職体系を有していた<sup>⑩</sup>、吏科出身者と門蔭出身者は、後述するが、文散階六品以下の散階を有していた。

高麗時代は科挙や蔭叙を通じて実職や同正職を受けることもできたし、蔭叙を通じて吏職や吏職同正を受けることの外にも、「成衆愛馬之選補」「南班雜路之陞轉」など、品官の進出の仕路は多様であり、また同正職が与えられる範囲も広がった。しかし、朝鮮時代は、鮮初より吏科取才と門蔭取才という試験選抜制度(取才)を実施し、同正職の除授を厳しく制限した。吏科出身者は都染庫・惠濟庫・架閣庫の三官署で、門蔭出身者は司醜署で同正職を除授するようにした<sup>⑪</sup>。

吏科取才は校書官で管掌し、吏科応募者の成績を採点し吏曹に捧げれば、吏曹ではその等級に沿って初入仕職で同正職を除授した。吏科取才合格者に対する同正職除授規定が太宗十四年四月に改定され、取才成績の結果に則って一等に都染署令同正(正八品)、二等に都染署丞同正(正九品)、三等に惠濟庫直長同正(職牒だけ付与)を除授するようにした。当時、惠濟庫が廃止されるや、都染署令を都染署丞、都染署丞を都染署副丞とし、その後、再び一等に都染署丞同正、二等に都染署副丞同正、三等に架閣庫録事同正を除授することになった<sup>⑫</sup>。しかし、世祖九年(一四六三)二月に都染署が廃止されたの

にともない、一等が架閣庫丞同正、二等が架閣庫副丞同正に変更され、その後架閣庫も廃止されたため、世祖十四年六月以後には、吏科出身の等級と出身だけを表す白牌を支給した<sup>②</sup>。このように、該当官署がみな廃止され、給牌だけなされるようになることで、吏科出身に与えられる同正職の散階が、あいまいなものになってしまった。しかし、吏科出身者は、先に指摘した雑職同正の散職体系とは違って、文散階の六品以下のいずれかの散階を有していたと思われる<sup>③</sup>。

門蔭取才は受蔭者の身上職名を記録し、吏曹に申告すれば、吏曹では芸文館に移文し、芸文館で経書各一種を試みて、合格者に牌を与え、吏曹に還報する。吏曹では、功臣及び二品以上の子・孫・婿・弟・姪には、司醜直長同正を与え、京外の実行三品官の子・孫と臺諫・正曹官を経た者の子には、司醜副直長同正を与えた<sup>④</sup>。しかし、門蔭取才の合格者には、直接、実職を与えるのではなくて、影職を与え待機させ欠員が生じると実職に任命したが、一生涯かかっても叙用されない場合もあり、その地位は学生にも及ばない単純な荣誉職に過ぎなかつたのである<sup>⑤</sup>。そして、門蔭取才を「門蔭吏任取才」とも、「吏科」とも呼んだ<sup>⑥</sup>。試験科目も雑職の道流と同じだったし、録事に属することを望むと、これを受け入れられた<sup>⑦</sup>。これは門蔭出身者らの地位が格下げされたことを意味するものであるが、逆にみれば、門蔭出身者が録事とは厳然と區別され、吏科出身と対等な意味を有していたとみることもできるのである。ともかくも、門蔭出身者に影職が与えられることからみて、散階を有しているのは明白であるのに、門蔭出身者に同正職を除授していた司醜署は、『経國大典』に従五品以下従八品の奉事一員に至るまで、正職の品官だけ表しているし、同正職の設定は見当らない<sup>⑧</sup>。とすれば、彼らにいかなる方法でどのように散階が与えられたのかは明らかにしえないが、影職が与えられ、望むならば録事になることができたとということからみて、文散階の六品以下のいずれかの散階を有していたと思われる。

影職は職銜だけあり、職事のない官職<sup>⑨</sup>で、有蔭子弟が入属できる忠順衛の去官の規定に、仕満七五日ぶりに品階を上げられて去官すると、従五品の影職が与えられるように規定している<sup>⑩</sup>。去官して影職を受けようとすれば、最小限、従五品以下より去官すべきである。従って、門蔭出身者は、少なくとも、六品以下のいずれかの散階を有していることがわか

るのである。門蔭出身者には影職が与えられることもあったが、録事に叙用されることもあった。録事に影職が与えられる場合にも、文散階の従六品で、去官するように規定していた。<sup>④</sup>

以上からみると、高麗時代は同正職の散階を有し、吏職や權務職を通じて正職の品官に進出するとか、散階を上げることでできる仕路が拡大されていたが、朝鮮時代は吏科取才・門蔭取才、という試験制度を実施して、同正職を通じた正職進出の仕路を厳しく制限しつつ、正六品より従九品に至る雜職同正の散職体系を別途に設定したのである。高麗時代の文散階五・六品以下に、別途に設定した同正職の散職体系は、朝鮮時代にいったん継承され、雜職同正の分離など新しい変化を迎えるようになった。すなわち、高麗時代は科擧や蔭叙を通じて正職の品官に進出しえなかった場合、同正職の散階が与えられたが、朝鮮時代は吏科と門蔭取才出身者に限って、文散階の六品以下のいずれかの散階が与えられたのである。

##### 5 權務職の性格

權務職は禄俸の支給されない同正職とは違って、同正職体系の散官は勿論のこと、正職品官の実職を与えられていない散官であり、正職品官の実職でない臨時官署の実務職に勤務して禄俸を与えられる禄官の職制であった。高麗時代の文武班をはじめとする正職品官には禄俸が支給され、下級吏属に支給された禄俸は別賜といって、それと区別した。<sup>⑤</sup>科擧に及第したり、蔭叙の特典を受けたりして、同正職の散職をもつようになった初入仕者は、吏属と区別されるもので、正職の品官ではないが、諸司都監・宮・院・殿などの録事・判官・直・典などの特定職に勤務して權務官禄を受ける。そして一定の期間がたつと、正職の品官に進出したり、散階を上げることができた。

權務職に従事する權務官の品階は、三品以下九品に至るまで、文散階や同正職の散階を有していた。文宗三十年の權務官禄と、仁宗更定權務官禄の比考欄にあらわれている品階は、文散階品階を意味するものである。權務職には七品を境として、三品から七品以上の品官權務と、同正職の散階八・九品の甲科・乙科・丙科權務とは、上下関係で区別された。こ

ここに雑権務を加えると、権務職は3種類で区別できる。分類では3種類であるが、職種からすれば、5職種となる。雑権務は雑類たちが権務職を通じて品官に進出できる仕路であつたろうと考えられるが、甲科・乙科・丙科権務はどのような散階を有していたのであろうか。高麗時代では、科挙や蔭叙を通じて、文林郎(従九品上)・将仕郎(従九品下)等の文散階を有して正職の品官に進出し得なかつた場合、同正職の散階を除授されて権務職に補任されることもあつた。従つて、権務職に補任された者たちは一定の文散階と同正職の散階を同時に兼ねることができた。

安稷崇は及第して権務職(式目都監録事)に補任される前に、従九品将仕郎の文散階と待遇職の正九品良醜丞同正を同時に兼ね、金義元は父蔭によつて権務職(調成佾都監判官)に補任される前に、従九品将仕郎の文散階と正八品軍器注簿同正の同正職散階を兼ねていた。崔梓は門蔭によつて従九品将仕郎と掌醜丞同正を、崔惟清は父蔭によつて将仕郎・軍器注簿同正を兼ねていた。こうした例から、権務職や実職に補任される前に、文散階と同正職の散階を同時にもつていたことが分かる。

ところで、高麗時代の初蔭職除授規定には、同正職除授規定のみが現れており、文散階除授規定は見られない。『高麗史』巻七十五、選舉三、銓注、蔭叙条に現れている仁宗十二年六月判と同十三年閏二月判の内容を総合して見ると、致仕および見任宰臣から正・従五品以上の直子・收養子・内外孫・生姪に与えられる初蔭職は、軍器注簿同正(正八品)・良醜令同正(正八品)・良醜丞同正(正九品)・吏職同正(主事同正・令史同正)の4種類に大別できる。ここでは、正八・九品の同正職と吏職同正は与えられているが、文散階が与えられた規定は見当たらない。しかし、前の金義元・崔梓・崔惟清の例から見たように、受蔭者にも従九品将仕郎の文散階が与えられている。受蔭者に一律的に文散階が与えられたのか、この点は明らかでないが、権務職や実職に補任される前に、文散階や八・九品の同正職の散階を有していたことは疑う余地がない。こう見ると、高麗時代における権務官禄を、三品以下七品以上の品官権務と同正職の散階八・九品に当たる甲科・乙科・丙科権務と、上下に区別している理由が分かつてくる。品官権務は正職品官の実職ではないけれど、臨時官署の使

・副使などの実務職に従事し、甲科・乙科・丙科權務は主として臨時官署の録事・判官などの実務職に、雜權務は主として臨時官署の直・典などの実務職に従事した。雜權務は文武両班と身分的に區別するためのものとして当然理解できるが、科擧や蔭叙と全然關係なしに仕路に進出した雜類たちである。彼らにも同正職が与えられたことを見ると、ある散階が与えられたであろうと推測される。

高麗時代の權務職の基本的な性格は、臨時職である点で正職とは違い、実務職である点で同正職をはじめとする散職ともまた違う。權務官は特定の臨時官署の実務職に従事して權務官禄を与えられ、正職の品官は正規頒禄規定により禄俸を受けた。しかし、散職の同正職は待遇職として禄俸がなかった。權務官は実務職に従事したが、正職の品官とは區別されて藍衫と呼ばれた。權務官の刪定都監判官（甲科權務）文克謙は藍衫として科擧に応じたが、合格できなかった。藍衫、即ち權務官は三度まで科擧に赴擧できたが、毅宗八年以後は五度まで赴擧できる恒規となった。④ 權務職をもつ者が藍衫と呼ばれたことは文克謙の例に窺えるが、楊璜の場合のように、藍袖とも呼ばれていた。⑤

權務官の中で「權務八禄」以上の参職を得ると役官と呼ばれた。高麗後期において、正七品枢密院堂後官、従七品門下録事、「權務八禄」以上は、人費を差し上げて参職を得ると役官と呼んだという。⑥ 正・従七品が人費を差し上げて参職（六品）の役官になることは容易に理解できるが、「權務八禄」とは具体的に何を意味するのか、よく理解できない。A表1Vの文宗三十年權務官禄の八科八石を基準にして見ると、大半の雜權務がこれに当たり、A表2Vの仁宗更定權務官禄の八科十石を基準にして見ると、一部の丙科權務と大半の雜權務がこれに当たる。おそらく、「權務八禄」以上といった場合は、雜權務を除く七品以上の品官權務であったろうと見られる。雜類たちは七品を上限として限品叙用されるので、参職に相応する役官になれなかっただろう。従って、雜權務は除外されるべきものと考ええる。

以上のように、高麗時代の權務職に従事する權務官は、正職の品官に進出し得ず、特定の臨時官署の実務職に従事して權務官禄を与えられる禄官として、藍衫または藍袖とも呼ばれ、三品から九品に至るまで文散階や同正職の散階を有して

いた。これは、朝鮮時代において、都目と番次によって、正職でない特定の官署の実務職に従事して遞見禄を支給される遞見職と同じ性格のものである。朝鮮時代では、正三品堂下官から従九品に至るまで、正職とは別に、文散階体系下に遞見職の散職体系をなしていた。

- ① 『高麗史』巻七九、食貨二、科歛条の忠烈王十五年二月及び三月記事参照。
- ② 散官同正無禄給田者 又一万四千余員 其田皆在外州 佃軍耕時及時輸納而均給之(『高麗國經』巻十六、食原)。
- ③ 是月判 國制製造・明經・明法・明書・算業出身 初年給田 甲科二十結 其餘十七結(『高麗史』巻七四、選舉二、文宗三十年十二月判)。
- ④ 拙著、『高麗・朝鮮時代禄俸制研究』(慶北大学校出版部、一九九一)、五六―五八頁。
- ⑤ 同上、二四八―二五〇頁。
- ⑥ 韓沽勅「勲官」校校「考」(『震檀學報』二九・三十合輯、一九六六)、二八三―二九三頁。
- ⑦ 折衝府別將趙英……授銀青光祿大夫校校侍御司憲左武候衛翊府郎將(『高麗史』巻三、世家、成宗九年九月丙子)。
- ⑧ 登任郎校校尚書戸部侍郎行尚書都官員外郎賜紫金魚袋尹公(承解)墓誌銘(『東國李相國集』巻三五)。
- ⑨ 以俊京廳有戰功 召見其父 校校大將軍(『高麗史』巻一二七、列伝、拓俊京)。
- ⑩ 辛禔二年十二月 令西北鄙納粟補官……自校校補八品者出米十石五十五石……(『高麗史』巻八十、食貨三、納粟補官)。
- ⑪ 韓沽勅、前掲論文、九六頁で、郎將(正六品)、別將(正七品)に校校職が与えられた例を提示しておられる。そして一品開府儀同三司校校太傅兼中書令(『高麗史』巻五、世家顯宗十八年五月庚申)から八品校校散員(裴成慶)(『朝鮮金石總覽』上、一六七、裴廷受墓誌)に至るまで、校校職が与えられた実例が確認できる。したがって校校職の散職体系は一品から八品まで別途の散職体系を有していたとみられる。
- ⑫ 第二科 自在内府院君至校校侍中一百三十結(『高麗史』巻七八、食貨一、禄科田)。忠宣王二年八月校校宰臣請俸者來……温宦者也置者校校受禄自温始(『高麗史』巻八十、食貨三、禄俸)。
- ⑬ 定校校各品禄 降本品科三等(『太宗実録』巻五、太宗三年正月戊午)。
- ⑭ 拙著、上掲書、二四〇―二四二頁。
- ⑮ 同上、二四二頁。
- ⑯ 同上、二四六―二四七頁。
- ⑰ 雜職 皆四都目 馬醫道流書員則皆同正職 授正職時降一階 正六品供職郎、勳職郎従六品禮任郎・効任郎……従九品展助郎(『經國大典』巻一、吏典、雜職)。
- ⑱ 韓永愚「朝鮮初期の 上級胥吏」(成衆官)、『東亞文化』十輯、一九七(一)三五―三九頁で、吏科出身者と門蔭出身者に与えられた同正職は『經國大典』頒布以前にすべて消滅してしまつたと述べた。しかし『經國大典』に蔭子弟取才規定がある。また品官進出・影職・加階の制度がある限り、散階は消え去ることはありえない。
- ⑲ 韓永愚、同上論文、一八一―一四一頁。
- ⑳ 『太宗実録』巻二七、太宗十四年四月乙巳。

- ① 『世祖実録』卷三十、世祖九年二月丙子。
- ② 『世祖実録』卷四七、世祖十四年六月丙辰。
- ③ 次の史料は間接的にこれを傍証してくれる。則ち、『経國大典』卷一、京衙前、録事条に「録事……従六品去官後、守令取才入格者叙用末入格者、西班遞兎随閑叙用、一等受禄、自願影職者聽……一年兩都目、宣務郎（従六品）仕滿者十人去官」とある。
- ④ 五経中一（『経國大典』卷一、吏典、取才、蔭子弟）。
- ⑤ 『成宗実録』卷四、成宗元年三月癸未。
- ⑥ 『中宗実録』卷二五、中宗十一年五月庚子。
- ⑦ 『中宗実録』卷二五、中宗十一年六月庚子。
- ⑧ 『中宗実録』卷二五、中宗十一年六月丙寅。
- ⑨ 五経中一（『経國大典』卷一、吏典、取才、道沈）。
- ⑩ 蔭子弟……二十以上、許試叙用、欲願録事者聽（『経國大典』卷一、吏典、取才、蔭子弟）。
- ⑪ 『経國大典』卷一、吏典、京官職、司醴署。
- ⑫ 影職、有職衙而無職事者（『経國大典』卷一、吏典、京衙前、録事）。
- ⑬ 忠順衛……有蔭子・孫・婿・弟・姪屬……仕滿七十五、去官仍仕者四十一、正三品而止、去官従五品影職（『経國大典』卷四、兵典、番次都目）。
- ⑭ 註⑬参照。
- ⑮ 拙著、前掲書、七三頁。
- ⑯ 『韓國金石文追補』高麗墓誌銘十三。
- ⑰ 同上、四十。
- ⑱ 同上、三四。
- ⑲ 同上、六六。
- ⑳ 『高麗史』卷七三、選舉一、毅宗八年五月。
- ㉑ 『韓國金石文追補』高麗墓誌銘三八。
- ㉒ 役官之制、未知始於何代、樞密院堂後官・門下録事・權務八禄以上、人費白銀六十斤、得拜參職、謂之役官（『高麗史』卷七五、選舉三、役官之制）。
- ㉓ 拙著、前掲書、二八三―三〇九頁。

#### 第四章 權務官禄の推移

高麗時代において、正職の品官に支給される正規頒禄と同様、權務官禄も文宗三十年に整備され、仁宗朝（一二三二―一四六）に更定された。この仁宗朝に完備された權務官禄がどのような変化を遂げて、朝鮮時代の遞兎禄へとつながっているのか、がつぎの問題となるが、これに関しては、正職品官の禄科規定の変遷過程と比較検討しつつ行う必要がある。

高麗前期の禄俸制が最終的に完備される十二世紀初期、仁宗代から土地兼併の門が開いて、田柴科体制が崩壊し始めた<sup>①</sup>。それがついに禄俸がろくに支給されなくなるまでになったのは十二世紀末明宗代からである。十二世紀末期における武臣



執権を契機に土地兼併が本格化し、田柴科体制が急激に崩壊することによって、禄俸支給が正常に行われ得なくなった。<sup>②</sup>特に、蒙古との抗争のために高宗十九年(一二三三)江都に遷都して持久戦を続けた頃は、戦禍による荒廃と租税収入の蹙跌で禄俸の財源が不足した上に、元宗十一年(一二七〇)の三別抄の乱と蒙古の日本遠征(一二七四・一二八一)に伴う軍備負担の激増で、国家財政は破産状態に陥った。そのため、前期に制定された禄俸規定どおりに禄俸が支給できなくなり、それに対する解決策として、禄科田分給理論が提起される一方、高麗後期に新しい禄科規定が現れるようになった。

高麗後期に現れた禄科規定は、前期のそれとは違って、九品等による九科等制であった。高宗四十五年(一二五八)四月に崔誼の私倉の倉穀を六科等で分けて分給したのを始発として、忠烈王四年(一二七八)に九品等による九科等の新しい後期禄制が制定された。<sup>③</sup>高麗前期の文宗禄制と仁宗禄制は、一品から九品に至るまで純粹に品階によって支給される禄科規定ではなく、同じ品階ですら職による多・少の差等を置いた。文武班禄の場合、文宗禄制では四十七科等を設定し、仁宗禄制では大幅に縮小されて二十八科等をなした。権務官禄は正職の文武班禄とは別に設定して、文宗禄制では一科(六十石)三・四品以上の使から十科(六十石)雑権務に至るまで十科等をなし、仁宗禄制では一科(六十石)三・四品以上の使から十科(六十石)雑権務に至るまで九科等をなした。しかし、高麗後期に正規頒禄規定が九品等による九科等制に改編されると同時に、権務官禄も変化を迎えることになった。

毅宗二十四年(一二七〇)鄭仲夫の武臣の乱以後、武臣政権が独自の支配機構を通じて実質的な権力を行使することによって、三省六部の政府機構が形式的な存在にすぎなくなったことは周知の事実であるが、権務職自体も変化を迎えざるを得なかった。毅宗を廃位して明宗を擁立した武臣政権の初期、即ち明宗九年(一二七九)に武散官の檢校將軍以下散員同正以上が東班の権務職を奪取しようと謀議した。元来、高麗の制度では、武臣が文官を兼ねないのが原則であった(卿・監は例外)。しかし、武臣乱(庚寅乱、一二七〇)以後は、校尉・隊正が幟頭を着て朝廷に布列したり、西班牙散職として外官に差任されたりして、東・西班牙の区別がなくなった。武散官の檢校將軍以下、散員同正以上が東班の権務官を奪取しようと謀

議したとき、洪仲方が東・西班の区別がなくなることを強調しながら、死を覚悟して反対したことからみると、武臣執権初期まではそれなりに権務官禄が支給されていたと思われる。<sup>④</sup>

しかし、武臣執権の長期化に伴う田柴科体制の崩壊と国家財政の窮乏のため、宰相の禄俸さえ数斛にすぎなくなった実情下では、まして権務官への正常的な禄俸支給は到底不可能であった。三六〇石を貰うべき宰相の禄俸が三十石、二十石、十石、あるいは数斛にすぎず、正職品官の家宰以下官にさえろくに支給されない実情で、<sup>⑤</sup>権務官には殆ど支給されないのが実情だったのである。

だが、権務官に禄俸が全然支給されなかったのではない。忠烈王六年（二二八〇）日本遠征のための戦艦修理と宮室营造で国庫が枯渇し、宰相は前科の半を、雑権務の封倉禄は粳・麦それぞれ一石しか支給できなかった。<sup>⑥</sup>ここで封倉禄というのは、高麗時代の年二回の頒禄の中で、前半期（正月七日）に支給されるのを初番禄といい、後半期（七月七日）に支給されるのを封倉禄<sup>⑦</sup>といったが、このように雑権務にも年二回の頒禄が行われていた。雑権務に禄俸が支給された以上、三品から九品に至る権務官たちにも禄俸が与えられたはずだが、後期の九科等制禄科規定ではこの点が明らかでない。高麗後期の頒禄規定は、一品から九品に至るまでの品を基準とする禄科規定であり、前期のように権務官禄を別途に規定した記録は見当たらない。

後期の権務職にも権務尉正<sup>⑧</sup>（正九品）と権務隊正<sup>⑨</sup>との品階上の区別はあった。権務尉正は正職の正九品に当たる権務職であり、権務隊正は武班の初任職または権務職で、同正職体系の散階を有している武班の品官である。高麗前期において、武班には権務職を設定しなかった。前期の文宗禄制や仁宗禄制に武班に対する権務職の設定は見えない。その代わりに、隊正が武班の初任職として武班同正職の散官に与えられることもあった。しかし、後期には校尉・隊正自体に権務職を設定したのである。これは権務職自体の変化を意味するもので、高麗後期には文・武班にすべて権務職を設定したのである。

忠烈王元年十二月、国用が不足して納銀拜官で財源を納めた際、白身で初入仕者となるためには白銀三斤、初仕を経なかった者が権務となるためには五斤、初仕を経た者が権務となるためには二斤、権務九品として八品に登るためには三斤、八品から七品となるためには二斤、七品から参職に登るためには六斤を出すようにした。ここで、初入仕しなかった権務と、初入仕を経た権務との間に納銀の差を置き、権務九品以下において、初仕しなかった権務と、初仕を経た権務とを區別している点が注目される。高麗時代には初入仕職として吏職や同正職が与えられるので、初入仕した権務は一定の同正職の散階を有していた。それがこのような區別をした理由と思われる。また、権務九品として八品に登るためには三斤を出すようにした規定での「八品」と、「八品望七品者二斤」「七品望参職者六斤」としたのが、権務職品階の上昇を意味するのか、それとも正職の品官に登ることを意味するのかについては、この史料だけでは明らかでない。しかし、この史料に続いて、軍人・隊正・校尉・散員・別将・郎将の順に納銀を通じて武班の実職を受けるとあるのを見れば、正職の品官に登ることを意味していたと思われる。八品から正職の品官に拜官されたのが确实であれば、文班すなわち東班権務は九品に制限される変化を迎えることになった、と見なければならぬ。すでに指摘した「権務九品」は東班権務であるのが明らかで、「権務九品」の下に「未經初仕」と「経初仕」があり、また西班権務にも正九品「権務尉正」の下に「権務隊正」があった。これは、前期とは違って、権務職は九品とその下に位置することになった変化を意味する。

権務職にも九品はあったが、それは正職の九品とは區別されたもので、正職の九品の下に権務職が位置するようになって見なければなるまい。『東国李相国集』に九級の外にも一つ一つの権務職があったとしたのは、そうした事情を反映するものと考えられる。恭讓王三年五月に制定された科田法分給規定で、権務職は第十七科(東・西九品、十五結)の下の第八科「権務散職」十結<sup>⑩</sup>と規定しているのを見ても、そう理解できるのである。このように権務職に科田が支給されたのは、高麗末期に至って権務官の待遇上にもう一つの変化があったことを意味する。高麗前期の権務官には、禄俸は支給されたが、土地が支給された記録は見えなかった。しかし、高麗末期に制定された科田法では、権務官にも土地が支給されるよ

うに変化している。

高麗後期に権務九品を上限として権務職を除授する変化がなされたならば、高麗前期における三品以下七品以上の使・副使なる品官権務はどうなったのであろうか。『高麗史』百官志の諸司都監各色条には、文宗代に制定された各司の都監たちが恭讓王三年（一三九一）を前後にして大半が廃止されるか、あるいは変化を迎えることになったと記されている<sup>⑬</sup>。後期に時々、設置された官署でも、前期のような品官権務の設定は見られない。これは実際の品官権務が廃止されたことを示すのである。

使・副使なる品官権務が見えない反面、前述したように、封倉禄を受ける雑権務をはじめとして、甲科・乙科・丙科権務はそのまま存続している。恭愍王十一年（一三六二）に興王都監の判官は甲科権務とし、習射都監にも丙科権務があつたのを見れば、当然乙科権務もあつたろうと考えられる。『高麗史』百官志、諸司都監各色条にあらわれている「諸宮殿官」の記録を通じて見ると、恭愍王代（一三五二～一三七四）に使・副使といった品官権務はすべてなくなり、残りの甲科・乙科・丙科および雑権務はそのまま存続したことが確認される<sup>⑭</sup>。従って、恭讓王三年に制定された科田分給規定の東・西九品の下の十八科に、「権務散職」十石と規定した理由も理解できようになる。つまり、使・副使なる品官権務がなくなつたことを意味するのである。

高麗時代に禄俸（権務官禄）のみを受けて土地が支給されなかつた権務職が、麗末に多くの変化を迎えながら、新王朝最初の給田規定である科田法に至り、十石の土地が支給されるように待遇が変化したのであった。ところで、『朝鮮経国典』に現れている新王朝最初の頒禄規定には、権務についての具体的な頒禄記録がない。それが見えるのは、太宗七年（一四〇七）の更定禄科である。第十八科（従九品）の下に、科外に権務の禄科が「禄米九石、正布三匹」と具体的に現れている<sup>⑮</sup>。

太宗七年の更定禄科は、世宗二十年（一四三八）以前のある時期にもう一度改編された<sup>⑯</sup>。太宗七年以後世宗二十年以前の間に施行された頒禄規定に、権務の禄科は十八科の科外に、初番は「糙米全三石、田米全一石、豆平二石、正布二匹」、二

番は「糙米全二石」と規定されている。<sup>24</sup> 世宗二十年以前まで施行されてきた頒禄規定は、高麗時代の禄制をも含めて、すべてが初・二番(正月・七月)頒禄制であった。これに対し、世宗二十年七月に立案して世宗二十一年(一四三九)より実施された頒禄規定は四孟朔頒禄制である。世宗二十年に新しく立案した四孟朔頒禄制において、権務はやはり科外で、春等「糙米一石、豆一石、正布一匹」、夏等「糙米二石」、秋等「糙米一石、田米一石、正布一匹」、冬等「糙米一石、豆一石」とある。<sup>25</sup> この世宗二十一年実施の四孟朔頒禄制はそのまま『経国大典』に反映され、朝鮮禄俸制としては最終的に完備されたのである。しかし、『経国大典』の禄科規定には権務についての禄科は見えない。世宗・世祖代まで見られた権務職についての禄科が『経国大典』には見えないのである。高麗時代に体系的に整備された権務官禄は、麗末に多くの変化を迎えながら、鮮初の世宗二十年以後ある時期まで実施されてきたが、『経国大典』で廃止されてしまったのである。

高麗の遺制であった権務官禄自体は廃止されたが、その機能は朝鮮時代の遞兎禄につながる。遞兎禄は正職の禄官ではない遞兎受職者に支給される禄俸で、都目と番次によって交替入番し、職事に勤める在職期間に限って支給される禄俸である。<sup>26</sup> これはあたかも、高麗時代の正職(実職)の品官ではない同正職体系の散官をはじめとして、実職を与えられていない散官たちが、特定の臨時官署の実務職に従事して禄俸を受けた権務官禄と同様な機能をもっている。

「遞兎」という用語は麗代には見いだせず、朝鮮世宗初より使用されている。世宗五年四月吏曹の啓に、吏曹・兵曹・丞政院の吏典に限って、他司にない禄官遞兎があるが、その禄官遞兎は禄俸のみを受けて職任に勤めないで廃止し、その代わり、将来五部に必要な録事の各一人は議政府および六曹・臺諫・丞政院の吏典遞兎として、輪次で任命し受禄するようにした。<sup>27</sup> 高麗時代の五部の録事は甲科権務に補任されたが、朝鮮時代に至って吏典遞兎に補任されたのである。世宗四年十一月には済用監の禄官遞兎を廃止した代わりに、知印・録事を官処の空席に任命するようにした。<sup>28</sup> そして、世宗五年に三軍の録事の禄官遞兎を廃止し、加設した典廐副丞一員(正九品)・京市副録事一員(従九品)をして三軍録事の禄官に任命するようにした。<sup>29</sup> ここで録事・知印というのは、「議政府啓曰、録事及知印宣差、元是都堂之吏」<sup>30</sup>とあるように、こ

れらはすべて吏属を示すもので、新しい遞見職の設定は、禄官遞見が廃止されて現れる録事・知印・宣差などの吏典遞見より始まった。高麗時代に権務職となっていた都堂と五部の録事が、朝鮮時代の世宗初に吏典遞見職に変わっている。そして、世宗二十年禄制改定の時まで見えていた権務官禄が、その後ある時期に廃止されてなくなり、従って『經国大典』では権務官禄を規定しなかったものと見られる。つまり、高麗の遺制であった権務職が『經国大典』に記載されなかったのは、鮮初（世宗初）より漸次整備されてきた遞見職が『經国大典』で体系化することによって、麗代以来の権務職が廃止されたことを意味しているのである。

- ① 拙著、上掲書、一九五頁。
- ② 拙著、上掲書、一九七頁。
- ③ 拙著、上掲書、一五五—一六一頁。
- ④ 『高麗史』卷百、列伝、洪仲方、『高麗史節要』卷十二、明宗九年五月。
- ⑤ 先王 設官制禄 一二品 三百六十餘石 隨品差等 以至伍尉隊正 莫不准科料數以給……其後再因兵乱 田野荒廢 貢賦欠乏 倉庫虛竭 宰相之俸 不過三十石（『高麗史』卷七八、食貨一、田制、禄科田、為宰相而受禄三百六十石者 尚不滿二十石同上）。冢宰之俸 徒存舊額令所受者 纔十數石耳 况其下官乎（同上）。高元以後 國家多故 倉庫虛竭 禄秩不如元科 宰相之俸 數斛而已（『高麗史』卷八十、食貨三、禄俸）。
- ⑥ 忠烈王六年十月 以修職艦營宮室 右倉罄竭不支 令左倉量減雜糧 務封倉禄俸 以補右倉之費 後有右倉所入 抵數輸還 然左倉亦竭 宰相封倉減半前科 雜權務唯梗麥各一石耳（『高麗史』卷八十、食貨三、禄俸）。
- ⑦ 拙著、前掲書、六一頁。
- ⑧ （忠烈王元年）十二月 置盤纏色 欵銀 諸王宰相承宣班主一斤……以至權務尉正各有差（『高麗史』卷七九、食貨二、科斂）。
- ⑨ （忠烈王）十五年二月……王命群臣出米有差 諸王承宣以上七石……權務隊正別賜散職七斗（同上）。
- ⑩ 『高麗史』卷八十、食貨三、納粟補官。
- ⑪ 然計官爵之等級 約則九級 其詳不可言 所謂權務者 又不在此例……尚未補九級之外一權務之任……（『東國李相國集』卷二六、上權相國說書）。
- ⑫ （恭讓王）三年五月 都評議使司上書……自一品至九品散職 分為十八科……不論時散 各以科受 第一科自在內大君至門下侍中一百五十結……第十七科東西九品十五結 第十八科權務散職十結（『高麗史』卷七八、食貨一、田制、禄科田）。
- ⑬ 內莊宅と迎送都監は、忠宣王の時、尚食局に併合され、四面都監、剛定都監、都祭庫、奉先庫、倉庫都監など大半の官署が恭讓王三年に廃止された。
- ⑭ 興王都監 恭愍王十一年置 判官甲科權務（『高麗史』卷七七、百官一、諸司都監各色）。
- ⑮ 習射都監 恭愍王十一年 為丙科權務（同上）。
- ⑯ 諸宮殿官 權務文宗置使・副使・判官或置使・副使・録事 或只置

直 或只置録事 恭愍王罷使 餘並仍之(同上)。

①⑦ 國家頒祿之制 自一品至九品 分為十八科 三司給牌 広興倉以其科而頒之(『朝鮮經國典』賦田、祿俸)。

①⑧ 『太宗實錄』卷八二、太宗七年正月辛未。

①⑨ 拙著、前掲書、二五一―二五二頁。

②⑩ 『世宗實錄』卷八二、世宗二十年七月癸卯。

②⑪ 同上及び拙著、上掲書、二五三―二五六頁。

②⑫ 上曰 東班則既設九品 而又置權務之職(『世宗實錄』卷七三、世

宗十八年閏六月癸未)。又議政府録事 以邊見除權務職者 稱議政府録事(『世祖實錄』卷二十、世祖六年五月丁酉)。

②⑬ 拙著、上掲書、二七三頁、三三三―三三六頁。

②⑭ 『世宗實錄』卷二十、世宗五年四月辛未。

②⑮ 『世宗實錄』卷十八、世宗四年十一月甲戌。

②⑯ 『世宗實錄』卷十九、世宗五年正月辛卯。

②⑰ 『世宗實錄』卷八五、世宗二年四月庚寅。

## おわりに

權務官とは、正職品官の実職でない特定の臨時官署の実務職に従事する同正職の散官をはじめとして、一定の散階を持つている品官を意味する。これは、文散階七品以上三品に該当する品官權務と、文散階或いは同正職体系の散階を持つている甲・乙・丙科權務、並びに雜權務が同じく臨時官署の実務職に従事していたことから、そのように定義することができるのである。したがって權務官とは「品官と吏属の間に介在する準品官的な職制」だったとする従来の学説は修正されなければならない。

文宗三十年に整備され仁宗代に更定された權務官祿は、正職品官の頒祿規定と區別され、また、下級吏属・工匠に支給された別賜とも區別された。これは權務職が正職品官や下級吏属と區別されたことを意味するものである。そして、文宗祿制と仁宗祿制における權務官職を比較してみると、その出入の激しいことがわかるが、これは權務職の臨時的な性格を余すところなく如実に現わすものである。

權務職の占める官制上の位置と性格を究明することは權務職の実態を正しく理解するための重要な問題である。しかし、これは權務職だけの問題ではなく、実職と散職に区分される高麗職制の複雑で多様な運営実態を相互関連的に把握しなけ

れば、その解明は望めない。そこで、散職である致仕職・検校職・同正職と権務職を比較検討してみると、権務職の補任と関係のあるのは実職に進むことのできなかった同正職体系の散官であることがわかった。検校將軍と散員同正以上が東班の権務職を奪占しようとしたのは、彼らが同じく実職のない散職だったからである。致仕職は実職から退いた三品官以上（七十歳以上）に対する優遇職だったので、権務職の補任とはかかわりのないものであった。権務職は正職品官の実職ではないが、臨時官署の実務職に従事したという点で実職の性格を持っていた。しかし権務職は正職を与えられるための中間的仕路に位置する職制だったという点で正職品官とは区別され、藍衫或いは藍袖と呼ばれた。要するに権務職は臨時官署の職制だったという点で正職と違い、また実務職という点で同正職をはじめとした散職と区別された。

権務職の官制上の位置を究明していく中で得られた副次的な成果は、検校職と同正職が共に散職という共通点を有しながら、その性格においては全く異なる散職であることがわかったことである。検校職は勲官として文散階一品から八品にいたる検校職体系をなしていた。検校職には実職を経験した検校、実職を持っていない検校、実職のない検校等、多様な検校があった。検校職そのものは俸禄の支給されない散職だったが、高麗後期には検校散秩に対しても検校禄が支給された。朝鮮時代にはいり、太祖三年、検校各品禄は本品科より三等低くして支給する原則が定められた。しかし、その原則はすぐ崩れ、その後数回の改定をへて、成宗初めに完全に廃止されてしまった。それにくらべて同正職は正職品官に進むことのできなかった散官の受職のため定員外に設定した臨時職で、文散階五・六品以下で同正職の散職体系をなしていた。高麗時代には科挙・蔭叙・雜路等、同正職を通じた仕路進出の道が拡大されていた。しかし、朝鮮時代には史料取才と門蔭取才を通じて同正職の除授を極度に制限し、雜職同正の散職体系を従六品以下従九品にいたるまで別に分離設定した。このようにその性格の違う検校職と同正職を上下に結びつけて、散職体系の上層部を検校職、下層部を同正職とし、両者が一つの一貫した散職体系をなしているとする従来の学説もまた修正されなければならない。

権務官禄が整備された当時には品官権務、甲・乙・丙科権務、雜権務に区分され、西班権務はなかった。しかし、高麗



後期(恭愍王代)には使・副使という品官権務はなくなり、新しく登場した西班牙権務、甲・乙・丙科並び雑権務は権務九品を上限として高麗末まで存続した。朝鮮初にいたって権務官禄は正規頒禄規定の科外に設定し、世宗二十年(一四三八)禄制改定以後世祖代(一四五五~一四六八)まで存続したが、『経国大典』には反映されず廃止されてしまった。朝鮮初期から通児職が漸進的に整備されたことによって高麗以来の権務官禄は廃止され、その機能は通児職に継承されたのである。

権務職と通児職の差異点と共通点に対する具体的な分析をすることは、第一に、権務職を廃止してその機能を通児職で代替せざるをえなかった時代的要求が何であったか、第二に、高麗的官制はどのように消滅、継承されていたか、第三に、高麗社会から朝鮮社会への移行過程における身分構造の変化が官制変遷にどのように反映されたか、等の問題を探る上で、さらには高麗社会と朝鮮社会の性格を比較・検討する上で有効な視角を提供すると考えるが、その作業は別稿に譲り、問題点を提示して筆を擱くことにしたい。

The *Kwōnmu* (權務) Posts in the Koryŏ Period (年一年)  
as reflected on the *Kwōnmu* Stipend

by

CHOE Chōng-hwan

The title of *Kwōnmu* refers to various officials holding official ranks and serving temporarily in government agencies. In being temporary, the *Kwōnmu* posts differ from the regular posts (正職) and in providing actual service, they differ from the nominal posts (散職), including the *tongjōngjuk* (同正職).

The *Kwōnmu* stipend was institutionalized in the 30th year of Munjong's reign (1076), and subsequently revised under the reign of Injong (1122-1146). The *Kwōnmu* stipend was differentiated from that of regular officials on the one hand, and that of petty functionaries and artisans on the other.

At the outset, the *Kwōnmu* consisted of three types (1) rank-holding officials (品官), (2) A-B-C categories (甲乙丙科), and (3) miscellaneous. In the second half of the Koryŏ period, the first type became extinct, while the military *Kwōnmu* came into being.

The *Kwōnmu* of the military, A-B-C, and miscellaneous types-all subject to the ninth rank ceiling-persisted through the end of Koryŏ into the early Chosŏn period, when King Sejong replaced them with the *Ch'ea* (通兒) posts. Accordingly, the *Kwōnmu* stipend was substituted by the *Ch'ea* stipend.